

ロシア株式インターネット取引にかかる電子交付約款

エイチ・エス証券株式会社

第1条 目的

本約款は、お客様が「ロシア株式インターネット取引」を行う際に、エイチ・エス証券株式会社（以下、「当社」という）がお客様への書面による交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という）のうち、第2条に規定する電子交付により提供する場合における交付方法等について定めたものです。

第2条 電子交付

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のウェブサイト上にそれらの事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすること（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号二）をもって書面交付に代えて、お客様に第3条第1項に定めたすべての書類の書面の交付方法をいいます。また、これらの書面について変更が生じた場合においては、当社は変更日ならびに変更内容を、原則として当社ウェブサイトへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第3条 対象書面

お客様が本約款により電子交付サービス（以下、「本サービス」という。）を利用できる書面は、以下に掲げる書面とします。

- ・ロシア株式インターネット取引約款
- ・外国証券情報
- ・外国株式に関する説明書
- ・その他、当社が定め当社ウェブサイトに掲げるもの

2. 前項の書面を閲覧するには、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要です。アドビシステムズ社の PDF ファイル閲覧用ソフト Adobe Reader 等をお持ちでないお客様は、Adobe Reader 等のダウンロードが必要となります。

第4条 本サービスの申し込み

すべてのお客様は、ロシア株式インターネット取引サービスを申し込まれる際に、本サービスも同時に申し込まれるものとします。

2. すべてのお客様は、第3条第1項に定めたすべての書類の書面について、本サービスを包括的に申し込まれたものとします。

第5条 書面の電磁的方法による交付方法の留意点

当社は、当社の使用に係るコンピューターに備えられた閲覧ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法をとらせていただきます。当該閲覧ファイルは、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

2. 閲覧ファイルとは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって同時に複

数のお客さまの閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルを指します。

第6条 確認事項

お客さまは、本サービスのご利用に際し、下記の(1)～(4)の事項につきご確認の上ご了承いただいたものとします。

- (1)お客さまは、当社に総合取引口座の開設を行っていることおよびインターネットを利用できる環境であること
- (2)お客さまは、当該交付書面を、お客さまの使用するコンピューターに備えられたハードディスク等に記録することができること
- (3)お客さまは、前号の記録を出力することにより、当該書面の印刷が可能であること(具体的にはプリンター等を保有されており、使用可能な環境であること。)
- (4)お客さまは、当社が本サービスに関し使用するコンピューターに必要とされる OS 等に変更等が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当するOS等が備わっていない場合は、お客さまご自身の負担で当該 OS 等を用意すること

第7条 本サービス内容の変更

当社はお客さまの承諾およびお客さまへの通知をすることなく、いつでも本サービスの中止・内容変更を行うことができるものとします。

第8条 本サービスの利用の解約

当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客さまに対し事前催告することなく本サービスの利用を解約できるものとします。

- (1)お客さまが、当社所定の手続きにより総合取引口座の解約の申し込みをされ、当社がそれを確認した場合
- (2)お客さまが、本約款および総合取引約款、その他当社が定める規程、法令諸規則等に違反した場合
- (3)お客さまが、本サービスの利用に限らず、当社へのお届け事項等について虚偽の届出を行った事実が判明した場合
- (4)当社が総合取引約款に定める解約事由に該当すると判断し、総合取引口座の解約を行なう場合
- (5)当社の判断により、当社のすべてのお客さまに対して総合取引のサービスを終了した場合
- (6)お客さままたはお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

第9条 免責事項

当社は、本約款第3条第1項に掲げたすべての書類に対して本サービスを行いますが、通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害または欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害または欠陥、あるいは第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じるお客さまの損害については、その責を一切負わないものとします。また本サービスに関連して、当社は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

2. 前項により本サービスのすべてまたは一部について書面の交付ができなくなった場合、その交付に替えて

紙媒体で交付する場合があります。

第 10 条 約款の変更

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(附則)

第 10 条の改定は 2020 年 4 月 1 日以降に適用します。

第 11 条 合意管轄

本約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2019 年 6 月改定